

## 2021.4.2衆議院内閣委員会 採決概要

### ■デジタル社会形成基本法案 修正可決

#### 【修正案】

#### 1) 自民・公明・立憲・維新 賛成多数⇒修正

デジタル格差是正の「身体的条件」⇒「障害の有無等の心身の状態」に

#### 2) 自民・公明・維新 賛成多数⇒修正

国や自治体の役割に「公正な負担と給付の確保」を追加

#### 3) 立憲 賛成少数⇒否決

(1) デジタル社会の形成にあたっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人の権利利益が害されることのないようするとともに、高度情報通信ネットワークの安全性および信頼性の確保を図らなければならない

(2) デジタル社会の形成に関する施策の策定にあたり国および地方公共団体が講じなければならないとされる国および地方公共団体の情報システムの共同化・集約化の推進を努力義務にする

(3) 重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策を定めようとする場合の意見聴取先として、地方6団体に加え職員団体の全国的連合体その他関係者を追加する

### ■デジタル庁設置法案 原案可決

### ■関係法整備法案 原案可決

#### 【修正案】 立憲 少数否決

(1) 電子署名のJ-LISの認証業務に関する法律について、署名利用者の同意がある場合に検証者の求めに応じて提供する4情報から性別を除く

(2) 個人情報保護法の目的に、憲法が保障する個人に関する情報の取り扱いについて自ら決定する権利を確固たるものとする必要があること、及び個人情報を保護することの明記

(3) 自治体と独立行政法人が保有する個人情報の適正な取り扱いに関し、地域の特性の事情にて応じて条例で必要な規定を定めることを妨げないことの明記

(4) 行政機関の長等が利用目的以外の利用のために保有個人情報をみずから利用できる場合について、行政機関等がその個人情報を利用しなければ、法令の定める事務・業務の適正な遂行に著しい支障をきたす場合で、かつこれに代わる他の方法がない場合であって、達成のために必要最小限の範囲で利用するとき限定

(5) 移動端末用電子証明書を、マイナンバーカード用の電子証明書の発行の有無にかかわらず発行できるようにするため、施行後1年以内を目途に具体的方策を検討し法制上の措置

### ■公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等法律案 原案可決

### ■預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等法律案 原案可決

#### 【修正案】(「意思に基づき提供」ではなく、全ての口座に付番すべき) 国民・維新 少数否決

(1) 金融機関にマイナンバーの提供を受ける義務を規定。金融機関は少額の取引を除く金融に関する取引を行おうとする場合は、一定の事項を説明したうえで本人特定事項を確認するとともに、個人番号の提供を受けなければならない。預貯金者が本人特定事項の確認に応じないとき、または個人番号を提供しないときには、金融機関は預貯金者が確認に応じかつ個人番号の提供をするまでの間、取引にかかる義務の履行を拒むことができる。

また金融機関が預貯金者の個人番号の提供を受けた場合には、他の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする預貯金口座について、預貯金者の意思にかかわらず預金保険機構を経由して付番される仕組みに

(2) 預貯金内容の情報の漏洩、滅失、毀損を防止する適切な管理のための措置を講じなければならない

(3) 行政機関の長は個人番号を利用して管理されている預貯金口座にかかる預貯金内容等に関する情報の提供を求め、または金融機関から情報の提供を受けたときは、当該情報の提供を求めた金融機関の名称等に関する記録を作成し保存しなければならない。あわせて金融機関が行政機関の長等に対し個人番号を利用して管理している預貯金口座にかかる預貯金の内容等に関する情報を提供する場合も、その情報提供に関する記録を作成し保存しなければならない

#### ■討論

●立憲 基本法案＝反対、デジタル庁法案＝賛成、整備法＝反対、公的給付＝賛成、預貯金口座＝反対

●共産 5法案反対

# デジタル改革関連法案の賛否について

2021年4月2日

立憲民主党 政務調査会長 泉 健太  
立憲民主党 デジタル政策 PT 座長 後藤 祐一  
立憲民主党 内閣部会長 今井 雅人

立憲民主党は、行政及び社会のデジタル化を推進するにあたって、特に以下の5つの点が極めて重要であることを訴えてきました。

①政府による監視手段にしない ②個人情報の保護 ③セキュリティの確保 ④利便性の向上 ⑤使わない人が不利にならない

党の基本政策では、「個人情報を保護しつつ行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進します。」としており、地方公共団体の自主自立性の確保の観点も合わせて、政府提出のデジタル改革関連法案を審査しました。

その結果、与党との条文修正提案の結果なども踏まえ、以下のとおり **二法案に賛成、三法案に反対**することとしました。

- ① **デジタル庁設置法案**～幹部ポスト数が過剰（次官級1名、局長級4名）となっているなどの懸念点はあるものの、行政のDX推進のため、設置には**賛成**。
- ② **公的給付の支給迅速化のための預貯金口座登録法案**～一人10万円給付のような公的給付に資するほか、将来の給付付き税額控除制度の実現に向けても**賛成**。
- ③ **デジタル基本法案**～政府案では障がい者への配慮が「身体的なもの」に限定されていたため「障害の有無等の心身の状態」へと広げる修正を提案。提案が受け入れられたため、その修正部分には賛成。しかし、地方公共団体の自主自立性を守る観点から情報システムの共同化等を義務ではなく努力義務にすべきとの重要な修正提案が受け入れられなかったことから**反対**。
- ④ **整備法案**～「自己情報コントロール権」の個人情報保護法の目的規定への明記、国や地方の行政機関が集めた個人情報の目的外利用を認める要件の限定化、などの修正提案が受け入れられなかったことから**反対**。
- ⑤ **預貯金口座にマイナンバーを紐づける法案**～預貯金者がどの金融機関に口座を持つかとの情報が預金保険機構に一元的に管理されることの懸念等から**反対**。

立憲民主党は、今後も、国民のための行政と社会のデジタル化を推進する政党として、個人情報保護とセキュリティが十分に確保され、行政の監視や統制の手段ではなく、国民の利便性の向上に資するデジタル化をめざしてまいります。

デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案に対する附帯決議【2021.4.2 衆内閣】

政府は、デジタル改革関連五法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。また、政府は、地方公共団体における運用等についても次の事項の趣旨にのっとり行われるよう、必要な助言を行うこと。

一 デジタル改革関連法案の要綱等に多数の誤りがあったこと及びその事実が判明した後、直ちに国会に報告しなかったことを深く反省し、再びこのようなことが起こらないよう、再発防止策を徹底すること。

二 デジタル社会形成基本法の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

1 本法は国民に義務を負わせるものではないことに留意すること。また、事業者に課される努力義務は、事業者に過度な負担を課すことのないよう十分留意すること。

2 本法第十条の「デジタル社会」の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人の権利利益が害されることのないようにするとともに、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保を図ること。

3 本法第二十九条は地方公共団体に「共同化及び集約」の義務を負わせるものではないことに留意すること。

4 地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について重点計画を作成するときは、地方六団体のみならずその他の関係者の意見を幅広く聴取すること。

5 本法の運用に当たっては、デジタル化の推進が国民を監視するための思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないようにすること。

6 デジタル化の推進に当たっては、年齢や障がい、経済的状況、地理的条件等にかかわらず誰もが不自由なく行政とのやり取りを行える機会が得られるよう必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体等の窓口における対面業務、電話対応等、従来の機能を求める国民のニーズに十分配慮すること。また、これらの条件にかかわらず誰もが不自由なく事業者のサービスを利用できるようにするため、事業者の責務として自ら必要な取組を行うよう促すこと。

7 地方公共団体のデジタル化を推進するに当たっては、各地方公共団体による独自の自治事務の遂行を妨げることのないようにすること。また、地方公共団体のシステムの共同化又は集約を行うに当たっては、適切な財源措置を講ずること。また、国が提供するシステム及び地方公共団体のシステムの改修作業が短期間に集中し、システム改修を行う事業者への過度な負担が生じないよう計画的に作業を推進すること。

8 国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人等の行政機関等（個人情報の保護に関する法律第二条に定める行政機関等をいう。以下同じ。）が保有するデジタルデータについては、データの性質を踏まえつつ、その管理を外部に委託した場合を含め、データを国内に置くなど個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり適切な管理を行うこと。

9 行政機関等が保有する情報のうち国民生活に有用なものについては、積極的にホームページ等で公表するなど国民が容易に活用できるようにするための環境整備について検討すること。

三 デジタル庁設置法の施行に関し、デジタル庁への民間からの人材確保に当たっては、特定企業との癒着を招くことがないよう配慮すること。併せて、今後継続的に民間から有能な人材が確保できるよう人事及び給与の面で適切な処遇を図ること。また、デジタル庁の体制の整備に当たっては、政府全体として行政の肥大化につながり行政改革に逆行することのないよう、十分留意すること。

四 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に

当該個人データの削除を求めると及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することに鑑み、個人情報保護委員会の体制強化を図ること。
- 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外とならないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。
- 9 転職者等について事業者間で特定個人情報の提供を行う場合には、本人の同意を事実上強制することにならないよう、また転職者等が不利にならないよう、十分に配慮すること。
- 10 地方公共団体情報システム機構が署名利用者の最新の住所情報等を署名検証者に提供するための本人の同意については、同意後に事情変更があることも踏まえ、同意の取消しを可能とするとともに同意の有効期限を設けるなど、慎重な運用を行うこと。
- 11 地方公共団体情報システム機構において生成した署名利用者符号については、マイナンバーカードへの記録後に復元不可能な形で確実に廃棄されるよう、省令等において明記すること。
- 12 移動端末設備用電子証明書が記録されている移動端末設備の譲渡又は紛失等によって、電子証明書及び署名利用者符号等が悪用されることのないよう、国は、これらを迅速かつ確実に失効・削除する仕組みを整備するとともに、移動端末設備の買取り等を行う関係事業者に対して電子証明書が失効済であること並びに電子証明書及び署名利用者符号等が復元不可能な形で削除済であることを確認するよう要請するなど、万全の措置を講ずること。
- 13 地方公共団体情報システム機構において、情報システムに関する高度な専門的知識を有する人材の確保及び育成が円滑に図られるよう適切な支援を行うこと。また、同機構については、一層の情報公開を推進するなど、透明性の高い運営が行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 14 契約において書面の交付に代わり電磁的記録を提供する場合には、契約内容に係る電磁的記録を消費者が容易に保存できる手段を確保する等、適切な取組を事業者に促すこと。

五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に関し、本法による預貯金口座の登録が、国民の資産把握のために用いられることがないようにすること。

六 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 預貯金口座への個人番号の付番により個人資産が国により把握されることに対する国民の懸念があることに鑑み、税務調査等の法令に基づく調査以外で国が預貯金口座の利用状況を確認することがないようにすること。
- 2 預金保険機構が本法の規定により提供を受けた本人特定事項、個人番号、口座情報等については、その目的のための使用を終了した後は、直ちに復元不可能な形で削除することを預金保険機構に徹底すること。